

令和3年 第6回

香芝・王寺環境施設組合新ごみ処理施設建設調査特別委員会  
会議録

- 1 招集年月日 令和3年8月19日
- 2 招集場所 香芝市役所5階議会委員会室
- 3 出席議員 7名
  - 1番 松岡成行
  - 2番 鎌倉文枝
  - 3番 幡野美智子
  - 5番 川田裕
  - 6番 河杉博之
  - 7番 下村佳史
  - 8番 中谷一輝
- 4 欠席議員 1名
- 5 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 福岡憲宏

副管理者 平井康之

香芝市市民環境部長 笠屋真一

香芝市都市創造部長 堀本武史

王寺町住民福祉部長 南昌邦

事務局長 井 上 隆

6 会議録の記録書記は、次のとおりである。

事務局次長 平 野 厚

事務局主幹 吉 田 卓 朗

事務局主事 長 田 佳 文

7 会議の事件は、次のとおりである。

1 前回指示を受けた資料の提出について

2 負担割合について

3 その他

8 開会 午後2時

(委員長 下村佳史) それでは、新ごみ処理施設建設調査特別委員会を特別委員会条例第8条の規定により招集いたしましたところ、議員各位に何かとご多用の中、出席賜りまして、ありがとうございます。

昨今の大雨も一段落して、またコロナの拡大の中、皆さんにはお忙しい中、ご出席いただきまして、改めてお礼申し上げます。

それでは、最初に管理者のご挨拶をよろしく申し上げます。

はい、福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 本日、議員各位にはお忙しい中、香芝・王寺環境施設組合議会第6回新ごみ処理施設建設調査特別委員

会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、平素より当組合の管理運営につきまして格段のご理解とご協力を賜って下さることをこの席をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。今後とも議員のさらなるご支援、ご協力をお願い申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

(委員長 下村佳史) ありがとうございます。

出席委員は7名で定足数に達しておりますので、ただいまから香芝・王寺環境施設組合新ごみ処理施設建設調査特別委員会を開催いたします。

なお、中川委員から欠席の届けを受けています。

これより案件に入ります。

質疑、答弁は簡素明瞭をお願いします。

それでは、案件1、前回指示を受けた資料の提出について、事務局、説明をお願いします。

(事務局長 井上隆) はい、委員長。

(委員長 下村佳史) はい、井上事務局長。

(事務局長 井上隆) 失礼いたします。

前回の委員会で指示を受けました資料につきましてご説明いたします。

まず、お手元の資料の1ページ目、資料1をご覧ください

い。

本組合で行いました平成28年度から令和2年度までの過去5年間の委託及び工事の契約の一覧でございます。右のほうから28年度、29年度の5年間の実績を書いております。

続きまして、資料の説明をさせていただきます。

2ページ目、資料2は、ごみの越境搬入がなかったのか確認するために過去3年間の事業系一般廃棄物の搬入量データをまとめたものでございます。上から2018年、19年、20年の搬入量の各社ごとの月ごとのデータを入れております。

次に、資料3、3ページ目から8ページ目でございます。美濃園の焼却施設建設に伴います地元との協定関係の一覧表及び一部の覚書の写しでございます。4ページから7ページが、現在の新施設の建設の同意につきまして、香芝市の地元4自治会との覚書の写しでございます。また、8ページが現施設の運営に関します30年の、そこからの期間延長の分の覚書の一部でございます。右側につきましては現在最終の期間変更の覚書でございます。

続きまして、9ページ目の資料4でございます。資料4につきましては、前回の委員会におきまして、現ごみ処理施設の解体後の跡地の土地利用につきまして、し尿の中継処理場

ができたりしないかという住民の方のうわさに対しまして、  
そういうものは造らないという組合からの回答文書でござい  
ます。これは、もう7月16日付で委員長のほうに提出して  
ございます。

以上が資料の説明でございます。よろしくお願ひいたしま  
す。

(委員長 下村佳史) ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある方はご発言をお願いいたします。

はい、川田委員。

(委員 川田裕) まず、順番に、よろしくお願ひします。

まず、順番にいきたいんですが、各5年間の委託業務等の  
契約の一覧っていうことということで聞かせていただきます。

資料を頂きましてからちょっと問合せを美濃園のほうにさ  
せていただきまして、ちょっと契約内容等もお聞きさせてい  
ただきました。主に変わったものはないと見受けられますの  
で、これは別に、適正に運営されてるのかというふうに判断  
いたしました。

2番目の18年度から21年度の事業系一般廃棄物搬入量  
の推移っていうことで、これも大まかに見させていただいた  
んですが、細かいところまで分析はかけてないんですけど  
も、一部の業者が搬入量のちょっと伸びっていいですかね、

それがあるので、その原因が分からないということなんですが、それについてはまた分析が出てから再度また個別でお聞きさせていただきたいと思いますので、これも飛ばします。

そして、3番の香芝・王寺環境施設組合に係る協定書等の一覧表について、これ、まとめて出していただきまして非常に分かりやすかったということです。今回、前回の会議でも意見させていただきましたが、いわゆる今回のこの新設同意協議ということにつきまして、様々な大きなお金が香芝市からの支出もなされる、またはなされる予定であるという環境であります。その中において、あくまでも香芝・王寺環境施設組合における事務、その執行のために関する関係経費であると、このようにしか見れないんですよ。今香芝市の事務においては、この焼却場の事務、ごみ施設場の事務っていうのは、今組合議会のほうで、今一部事務組合のほうで出してますんで、だから今香芝市の中にはこの事務はないということなんです。ところが、これが派生してるっていうことは、これはちょっと法的に確認するところがあるなということでお聞きさせていただきます。

この組合等一覧、これ、協定書、覚書等も見ましても、香芝・王寺環境施設組合に関する協定っていうことで、ごみ焼却場の建設に係る協定っていうことで書かれていますので、これは関連事業なんですね。

(事務局長 井上隆) はい、委員長。

(委員長 下村佳史) はい、局長、井上局長。

(事務局長 井上隆) すみません。お時間いただきましてすみません。香芝・王寺環境施設組合の美濃園の焼却場を造るにつきまして、地元との協定を香芝市と地元自治会とで交わしておられます。それにつきましては、美濃園の建設についての関連の協定であると考えております。

(委員 川田裕) はい。

(委員長 下村佳史) はい、川田委員。

(委員 川田裕) ということは、今香芝・王寺環境施設組合は特別公共団体として法人格を持っているという団体なんですよ。その中で、香芝市から、そして王寺さんからその事務を抽出して、いわゆるそこで一括管理して行っていることでもありますんで、公共団体は別になってるわけですね、今はね。公共団体は別ですよ。関連ないですね。じゃあ、その事務の負担を香芝市が負担しなければならないというのは、これはちょっと法的にもおかしい問題があるというふうに判断しとるんですけど、その点の見解はいかがですか。

(管理者 福岡憲宏) はい。

(委員長 下村佳史) 福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) そもそもいいですか、確かに川田委員おっしゃるように、過去の議事録等を見てると梅田市長が、こ

れが関連事業、先ほど局長がお話ししたように、関連してるというふうな答弁があったかと思います。ただ、その後、それぞれの地元においての地元対策というのは、それぞれの自治体である程度やっていくものだというふうに私は認識しております。

(委員 川田裕) はい。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) いやいや、事務が分離されてるんで、そもそもやっていくって、それを判断する権限は市長にないわけです。香芝市の市長にはないわけですよ、管理者と市長が一緒なんでちょっとややこしいんですけども。権限がない。権限がないものをそうだと思いますとかと言ったところで、執行する能力がないんだから、そういう答弁はいいとしても、聞いてますのが、美濃園のあそこに焼却場を建てて、そして両方の両公共団体でやってるということでしょう。それに、建てるためにこの協定が発生してるわけじゃない。必要だったということで発生してるわけじゃない。それを地元で行わなければならないっていう、交渉の委任を受けて地元で担当を分けてやるのは結構だ、ただその責任主体っていうのは、これは、その事務の責任主体がどこなんかっていったら特別公共団体にあるわけでしょう。議事録からいったらそうなりますよね。ならないですか。なぜならないんですか。な



らないんだったらならないっていうその根拠をお示しいただ  
けますか。

(副管理者 平井康之) 委員長、座ってでいいですか。

(委員長 下村佳史) はい、平井副管理者。

(副管理者 平井康之) 今川田委員の説明の中で、ごみ処理場、  
美濃園を造って運営するっていうのは、特別地方公共団体で  
ある組合の事務として、当然協約、協定でもって、我々両市  
町からすればそこへ委ねておるといふ形だと思います。規約  
で、処理場の設置運営、これについては規約でもってそれぞ  
れの分担金で賄うということだと思います。今、川田委員ご  
指摘の関連事業と言われるもの、この関連事業は、今組合の  
規約でいう施設の設置、それから運営の事業とどう仕分、解  
釈するのかっていうことだと思うんですけども、今管理者、  
市長がおっしゃったように、地元対策事業がございます。過  
去ずっとこの一覧で、決算でしてきております。事業につい  
て、私も基本の考え方は関連事業、地元対策事業と、それ  
についてはそれぞれの市町でもって協定を責任を持って結ん  
で、その事務についてはそれぞれの市町の事務として支分す  
るのが基本だろうというふうに思っています。

例えばこの上段、協定、覚書、これは地元の自治会長さん  
と市長さんと結ばれております。その協議っていうのは、そ  
の両者の責任でもって決められてると思います。それを受け

て、市議会のほうで予算措置されたり執行したりっていうことだと思います。王寺町は、下段、54年のときに覚書に基づきまして、自治会と水利組合と王寺町長とそれぞれで協定書を結んで、その分を議会に諮って支出するということだと思っています。関連事業については、あるいは地元対策事業については、組合の管理運営じゃなくてそれぞれの市町の固有の事務だという整理の中で執行されてるものというふうに私は認識しております。

(委員 川田裕) はい。

(委員長 下村佳史) はい、川田委員。

(委員 川田裕) いや、そこも整理させてもらったんですけどね、法的にもね、その事務自体が特別公共団体に、一部事務組合になってるわけですよ。香芝市においてはこういったものの事務はないわけですよ、今現在はね、一部事務組合に行ってるわけですから、渡してるわけですから、事務が。

(副管理者 平井康之) 委員長。

(委員 川田裕) まだ途中なんですけど。

行ってるわけですよ。もう一点お聞きしたいのが、そういう判断をしたって言うけれども、そういった各地元で行わなければならないという、そういった議会の議決もないわけですよ、特別公共団体においては。ないんですよ。そういう議決はないんですよ。じゃあ、首長だけでそういう判断が勝

手にできるのかということなんです。管理者と副管理者で相談してそれをじゃあやる権限はどこにあるんですか。

(副管理者 平井康之) 委員長。

(委員長 下村佳史) はい、平井副管理者。

(副管理者 平井康之) 正確に理解できてなくて申し訳ないですが、関連事業につきましては、それぞれの市町の当然地勢であるとか経緯でありますとか、いろんな事情が違います。当然それを前提にして、地元対策に係る事業は市と、あるいは町と当然自治会とで合意をされて合意を結んでるわけですよ。それは公式の合意ですから、それはそれぞれの市町の事務としてそれぞれの市町で予算措置をされて、それで議会の了解を基に予算措置をされて執行されてるものと、そういうふうに理解をしております。この事務については、一部事務組合の固有の事務ではないというふうに認識してるのが一番の違いかなと思います。

以上です。

(委員 川田裕) はい。

(委員長 下村佳史) はい、川田委員。

(委員 川田裕) じゃあ、公共団体の範囲っていうのは、特別公共団体の範囲っていうのは、その概念の中では香芝市、王寺町っていうのはないわけで、その範囲をもってこの香芝・王寺環境施設組合に係るその事務範囲内であるということです

よね。じゃあ、そこから各香芝市はどうだとか王寺町はどうだとか、そういう概念はないわけですよ、もともと。じゃあ、何のために特別公共団体、法人格を持ってるのかという話で、そういうことですよ。だから、香芝市と王寺町とも、この環境事務組合っていうのは性格が違うわけじゃないですか。法人格が別じゃないですか。別ですよ。じゃあ、その特別公共団体におけるものの負担っていうのを他の公共団体に負担をせしめるっていう行為はやったら駄目ですよ。法律に書いてあるじゃないですか。だから、なぜそういうことが、一部の解釈だけでそういうことができるのかっていうことなんです。

そして、もう一点言わせてもらいますけども、覚書の10年目協議っていうのと覚書の20年目協議っていうのがありますよね。このときは、このグラフから見ていただいて、表から見ていただいても、香芝市と王寺町っていうのは、王寺町は1回目の協定、覚書しか結んでおられない、香芝市はその10年協議があり、そして20年協議が続いてるわけですね。このときは王寺町さんから、この10年目協議、この全体に香芝市のこの協定で結ばれたもの、ここで10年目協議のときは4割、そして20年目協議のときは3割の支出負担をされてるじゃないですか。ということは、今の答弁は虚偽じゃないですか。各公共団体の責任を持ってじゃないじゃな

いですか。そういう話合いの下で今まで来てたわけでしょ。  
ところが、今回に限ってなぜ香芝市だけなんだっていう話なん  
ですよ。以前もこれ、僕は市議会を離れる前に王寺町長の  
ところに訪問させていただきまして、今後のこの進入路、これ  
についての負担の話もたしかさせていただいたと思います  
よ。

(副管理者 平井康之) いや、覚えてない。

(委員 川田裕) 記憶がないんだったらないでいいんですけど、  
録音とか、また証拠を持ってきますけどね。だから、それは  
じゃあないんだったらないで……。

(副管理者 平井康之) 録音、録音ですか。

(委員 川田裕) えっ。

(副管理者 平井康之) 録音ですか。

(委員 川田裕) 何ですか。

(副管理者 平井康之) どうぞどうぞ。

(委員 川田裕) だから、4割とか3割、負担やられてる内容で  
協議されて、内容で負担されてるわけでしょ。そういう認識  
で来てるんでしょ、福岡市長は知らないかもしれないけど  
ね、中身は。だから、その今の答弁は確実におかしいです  
よ。整合が取れないじゃないですか。

(副管理者 平井康之) 委員長。

(委員長 下村佳史) はい、平井副管理者。

(副管理者 平井康之) すいません。その10年目協議、20年目協議ですかね、これの香芝市と各地元との協定に基づいて、協力金ですかね、それぞれ支出されて、支出は多分市のほうで支出されてるといふふうに思いますが、その財源というか、内訳として、10年目のときには、今川田さんがおっしゃったように、たしか4割ですかね、それから20年目が大体3割ぐらいかな、400万ですかね、そういった、実質負担というふうにあえて言わさせていただきたいわけですが、その当時の実は支出関係だとか、当然のことながら過去の実績を、根拠となるものを、調査に行くんですけども、当然保存年限の関係であるとか、その当時、かなり前のことですので、はっきりと今この負担っていうものを、支出っていうものを証拠立てるものってなかなか実はございません。間接的に担当メモとか、どっかの発言とか、そういったもので推測ができるというふうに思っています。

そういう意味で、事実だけを捉まえれば、多分10年目、20年目は市と、それから地元、皆さんとの協議に基づいて、多分市のほうから町のほうに、協力とっていいのか、負担依頼とっていいのか、その表現は別ですけども、そういう申出があつて、それを当時の王寺町としては、それを了として支出させてもらったということの事実私は否定はするつもりはありません。ただ、残念ながら、我々役所です

から、それを裏づける支出根拠的なものは、本当は持った上でこうですよってということでお示ししたいわけですけども、それは残念ながらないっていうのが実態であります。事実として、王寺として負担したんだろう。いろんな過去の経緯の中で迷惑をかけてる部分とか、当然そういう何らかの動機があって、必要性があって、王寺としては3割代、4割代かな、それを負担しておったんだろうと。それはあくまでも推測の域ですけど、認識としてはそういう、負担しておったんだろうという認識はしております。

以上です。

(委員 川田裕) はい。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) いや、答弁に残ってるんですけどね、そちらも把握されてると思いますけれども。だけど、これ、事実行為が残ってるじゃないですか。伝票とかはないとか、今は5年保存とか、伝票、行政文書ですよ、その保存期間が過ぎればそれは破棄されるのは分かるんですけども、だけどその理由をもってやってないとは言えない、事実行為はあるわけだから。だから、これは、我々の引き継がれてきた話においては、そういった地元のものに関してももともと協議やった上で、協定も全く香芝だけで決めてるわけじゃないんですから、香芝市だけでこの協定内容を決めてきたわけじゃないで

しょ、この10年協議、20年協議っていうものは。

(副管理者 平井康之) いやいやいや、いや、そこは、委員長。

(委員 川田裕) ちょっと待ってください。まだ途中じゃないですか。

(副管理者 平井康之) いや、途中だけでも、ちょっと。

(委員 川田裕) 途中だけ何なんですか。審議妨害していいんですか。

(副管理者 平井康之) いや、どうぞ。失礼しました。どうぞ。

(委員 川田裕) だから、言ってるのが、じゃあ聞き方を変えますけど、じゃあこの協定書を結ばなかったら今の焼却場ができないわけじゃないですか、新しい協定書。このときはまだ地元の自治会の会長さんとか、いろんな方からの相談を受けて、僕は行政相談に乗ってました、確かに。その中において、いろんなアドバイスもさせてもらったし、やってたけども、ほとんどがその焼却場を建てたときの約束が現在守られていないっていうことが多かったわけでしょ、事実として。事実として。これは、香芝・王寺のこの委員会を設置した当時、そういった協議もさせてもらった。それをもう一回確認して、今後協議に入るのであればそういったものの意向も含めてやっていかなければならないんじゃないかっていうことは整理していったわけじゃないですか。それで協議に当たっていったっていう経緯でしょ。その協議確認っていうのは



この特別委員会でやってるわけじゃないですか。それをもって、この王寺からの進入路についても、この最初のその協定書を結んだときの約束でもあったわけでしょう。それができてないからこの新協定に入ってるわけじゃないですか、今。

今度はこれは、そんなら、ほんじゃあ前のだから協定書の引継ぎみたいなもんですよね、内容から見たら。全く別物じゃないですよ。これは明らかに、内容を見たら明らかじゃないですか。だから、そこ、そういう環境の中において、じゃあ香芝側からの意見、市民の意見として聞かせてもらいますけど、じゃあ王寺さんは自分のところが進入路を造らなけりゃいけない、向こうから入ってくる道、協定の最初の約束等もいろいろあってね、それを造るのにそれ全部香芝市民の負担をせしめて、それでいいと思われてるんですか。

(副管理者 平井康之) 委員長。

(委員長 下村佳史) はい、平井副管理者。

(副管理者 平井康之) 2つ論点があろうかというふうに思っています。

この上段の協定書ですよ。美濃園の施設関連であることは間違いなく思っています。ただ、その協定書の締結主体、あるいはそれを履行すべき義務のある者というのは、協定を結んだ当事者だというふうに思っています。こういう内容で協定が結ばれてるっていうことは、当然のことながら一部組合

を構成させてもらってる王寺町としても内容の了知、当然のことながらまだ進入路、これが具体的に実現していないということの中で、地元には引き続きご迷惑をおかけしてるということの認識はもちろんあるわけですけど、ただ協定書の責任主体は、あくまでも香芝市と地元さんで結ばれたものだと、王寺町がその協定の内容に関わってないわけでありまして。そういうことの中で、じゃあ王寺町側にどこまで協定に基づく履行義務が、羈束義務があるのかどうかということになると、それは多分、法律上とっていいのかどうか、そういった羈束義務は発生してないんだらうというのがこちらの認識です。

それと、進入路の問題をおっしゃいました。

これ、事実、組合設置以降、57年ですから、当時はまだ白鳳台はなかったと思います。尼寺の町の中を王寺町の収集車、パッカー車といいますか、それが通行させていただいてもらってたというふうに、それは認識をしておりますし、白鳳台ができた後は、市の都計道路ですかね、を進入させてもらって美濃園についていうことは承知をしております。当初から王寺方面からの進入路っていうことを要望されておった、これも当然承知してますので、いろいろ、私の言い方は難しいかもしれませんが、当時からの現場のいきさつは分かりません。ただ、8年前にこの立場に据えさせていただいて、その

ときから過去のいろんな経緯、書類も勉強させていただいて、これは事実残ってるんで間違いないと思いますけど、いろいろ町のほうでも何とか進入路をとということで、平成6年から7年にかけてだったと思いますけど、美しヶ丘のほうから新屋敷ですかね、香芝の新屋敷に向けて三百五、六十メートルの進入路を造ったらどうかということで、これは組合の事業ということで、組合に調査費あるいは購入費を計上された経緯があるっていうのも承知してます。

ただ、残念ながらそのときの地権者の方に、これはメモでしか承知してませんけども、それぞれ王寺の所有者の方がおられ、香芝市域の所有者の方がおられ、それぞれ王寺町と市、香芝市のほうでいろいろ用地交渉に行かれたんだらうと、これはメモベースですけど。ただし、そういう交渉をされたんですけども、なかなか理解を得られなくて、結局はその進入路というのができなかつた。これは多分事実だろうと思います。ということで、それは組合事業としてされたということだと思えますけど、進入路として何とか設けたいといういろんな努力なるものはされておったんだというふうに推測はしてます。何も手をこまねいてしてなかつたということでは決してないというふうに思ってます。

(委員 川田裕) はい。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) 論点がちょっとずれてると思うんですけど、それは、当時進入路を造るっていうのは、協定書の内容があったので、進入路を造るって言ってたじゃないかと、それで焼却場を建ててくれって言ってたじゃないかと、僕、地元の方はみんな親しくしてるんでね、やってたじゃないかと、なぜやってくれないんだという声があったわけですよ、当時。そして、組合のほうも、そのとおりですと、進入路を造るという約束してますということで、それで設計も組まれたわけですよ、あのとき、設計も。だから、その事実行為もあるわけじゃないですか。それをじゃあ何で今回に限ってそれは関係ないんだということになるのかということなんですよ。

これ、どう考えても、どう考えても、じゃあこれ、私、単純に計算したんですけど、単純だから端数まで金額が合うかは分からないですけども、実質的にじゃあ王寺さんが、これが環境組合の、この環境組合の事務として王寺側の負担がどれだけの受益を受けてるかっていう計算をしてみたんですよ。今回のこの新協定に係る地元の対策及びこの進入路の建設、これの概算を計算しましたら、約19億のものがかかってしまうわけですよ。それを按分の負担をすると、今人口割でいったら7：3と、仮にね、細かくしたらもうちょっと変わるかもしれないですが、単純に言えば7：3と仮定した場合、5億6,700万が王寺が受益を受けてる金額になる

わけですよ、この焼却場を建てるにおいてのかかった費用ですから。だから、それから考えたら、その分が全て香芝市に全部かかってきて乗せられてるわけですよ、今全部。当然この中には国の交付金とか、いわゆる補助金、こういったものを差し引いてませんが、僕は大体、差し引いていけば、大体今、香芝市の担当に聞きますと、大体、大ざっぱですけども、約4割ぐらいが実質の単費負担であるということから鑑みると、約2億2,600万ぐらいが王寺町さんが本来負担していただかなければならない負担金になってくるという計算が出てくるわけですね。じゃあ、これ、じゃあやらなかったらこれ、焼却場を建てられなかったわけですよ、できなかったわけですよ、そのために協定をやったというね。

なら、それは地方公共団体でとかと言いますが、美濃園の管理者、副管理者においてその負担割合をどうするかっていうことを、我々過去でもこうやって負担してる事実行為を知ってましたから、だからそんなもん、普通割合されるんやろうなっていうふうに思ってたわけですけども、今回調べてみるとそれはないんだということなんで、だから意見させていただいてると、信頼関係を持って過去もやってきてるわけだから、何かあっても協力し合いながらずっとやってきてるわけですから。なぜこれだけの高額な金額を香芝市民の負担、これ、この金額だけ考えたら、今子供のこととか、予算

もなかなか思うように付けられない、というような現状の中で、これだけのお金があれば香芝市民の子供たちにももっとたくさんのごちそうをやってあげられるんですよ。それも7:3の割合で考えてっていうことですよ。だから、どこかの公共団体みたいに、ここは、香芝市にこのごみ焼却場はあるじゃないかと、だから当然その関連施設も必要じゃないかとかってやってないでしょ、香芝市は。本当に公正公平な割合でやってきたわけじゃないですか、今まで。だけど、苦情処理っていったら、ほとんど香芝市職員がやってたわけですよ、今まで、香芝市内に焼却場があるわけだから。だから、その論議はどう考えても、特別公共団体なんですから、特別公共団体の受益を受けてる問題に対して特別公共団体が違う公共団体に対してその負担区分をせしめなければならないという行為はしてはならないというのが法律の原則じゃないですか。その原則を無視して、先ほどからの答弁を聞いてたらその原則がないじゃないですか。どういうふうに考えたらそんな都合のいい話ができるんですかね。

(副管理者 平井康之) いいですか。

(委員 川田裕) じゃあ、香芝市民だけ全部負担しろということですか、これ。

(委員長 下村佳史) はい、平井副管理者。

(副管理者 平井康之) ちょっと最初の入り口論がどうしてもか

み合っていないんじゃないかというどうしても気がします。関連事業であることは間違いないと思いますけども、地元対策事業をすることについてです。この協定同意書の当事者は、あくまでもその地元対策はそれぞれの市町で責任持ってやる、負担もするっていうのが基本原則だというふうに私は思っています。そこが全然今、申し訳ないですけど、川田委員さんがおっしゃるのとかみ合わない最初かなというふうに思います。本来負担を、法的な負担を、羈束的な負担を伴うのであれば、あるいはこの組合施設の、責任持って関係者が関与するのであれば、この地元対策事業、これは市長と代表者、町長と自治会長、その3者で結ばれておられたその責任の分担というふうに思います。

(委員 川田裕) いやいや、はい。

(委員長 下村佳史) はい、川田委員。

(副管理者 平井康之) それと、いいですか。

(委員 川田裕) どうぞどうぞ、町長、おっしゃってください。

(副管理者 平井康之) いいですか。

あと、先ほどの上段の部分の整理をしていただいています。ここには支出分しか書いてないので、先ほどちょっと申しましたけど、支出10年目、20年目で香芝市の各大字のほうに協力金、それについて、先ほど言いましたように王寺も負担させてもらってるというような、負担しています。これは事

実だと思います。ここにはだけど実質の、そういう意味で、一般財源ベースでの最終負担っていうのは出てきてないんですけどもね。

実はこれ、数字はこのとおりなんですけども、さっき言いましたように、地元対策っていうのはその地域の置かれてる事情によって大きく異なります。畠田地区も当然今は、場所はもともとは旧志都美村だったと思います。その後、いろんな境界ができて、志都美村の一部が王寺町に併合になって、今の境界ができて、ただごみ処理場を造ろうねっていうときに、その適地をいろいろ相談されて今の場所でしょうけども、この前、前回もあったように、形の上でどうのこうの言うつもりはないんですけど、当時は王寺の区域だったらしいです。その後、境界変更があって、今は香芝市区域、いずれにしる両町、市の共同の下に適地を選ばれたんだらうというふうに思ってます。この必要不可欠なごみ処理施設を造るに当たって、当然地元の事情がそれぞれ違いますので、地元対策と言われるものについてはそれぞれが、市長が、あるいは町長が地元と協定を結んで支出した。そこはそれぞれ事務として、地元対策事業というのは個性がそれぞれ違いますので、そこはそれぞれの市あるいは町の固有事務として責任持ってやるというのが原則だと思ってますので、そこがどうもちょっと入り口論で違ってるような気がします。



(委員 川田裕) はい。

(委員長 下村佳史) はい、川田委員。

(委員 川田裕) いや、入り口論どころか法律の解釈を間違ってるだけだと思います。いやいや、思います。だって、特別公共団体を設置してるわけじゃないですか。そこに事務を抽出してるわけでしょ。だったら、各香芝市においても王寺町においても、その事務はないわけでしょ、今。事務がないものを市民に負担をせしめるいうことはできないじゃないですか。これ、原則じゃないですか。財務省に関しても総務省に関しても私は確認してきましたけど、そういった考えはないですよ。

そして、これ、今、何これ、境界の変更ですか、これも、この間中川議長さんがおっしゃってましたこれ、調べてきました。これは公社が持っておられた土地があって、そしてその範囲の境界を変えたただけであって、何も香芝市が土地をもらったわけでも何でもないんですよ。その土地においては、7 : 3、約7 : 3か6 : 4か忘れちゃったけど、そのときの人口の応分に応じて、香芝市の土地開発公社であれば香芝市から、そして王寺の土地開発公社さんであればそちらからということで、そこは購入をやっているわけですよ。購入をやって、香芝市はそういう、その土地を購入してるわけですよ。何ら寄附いただいたとか、そういう事実はなかったというこ

となんです。そこは誤解のないようお願いをさせていただきたい。あくまでも基本っていうのは特別公共団体なんだから、その事務を担っているわけですから、それが、香芝市がその事務の負担を責任を持ってやらなければならないっていうような、そんな規定はどこからも読み込めません。

特別公共団体がやるものであって、そして先ほどから<sup>るる</sup>縷々述べられてますけれども、過去の帳簿がなかったとか支出のどこか分からないとか、そんなもん全部管理者の責任じゃないですか。なぜこちらにそんなことを説明される筋合いがあるわけですか。そちらの事務の瑕疵でしょ、それ。それだけじゃないんですか、ただの。なぜそれを理由をもって、なぜおたくらの瑕疵をもって、ああ、そうですかということになるわけがないじゃないですか。だから、こちらが言ってるのは、特別公共団体の事務として今やってるわけだから、これ、議会も設けてるわけ、これ、今議会やってるわけですよ。公共団体じゃないですか。その中の責任において、その事務の範囲の区域内における受益に関することっちゃうのはその公共団体が責任持ってやるっていうことですよ。香芝市も王寺町もこれは関係ないわけですよ、そこは。関係ないですよ、そんな決まり、どっからなんです。

これ、地方財政法の今日逐条を持ってきましたけど、ここに書いてるじゃないですか、「地方公共団体は、法令の規定

に基づき経費の負担区分が定められている事務について」。

まさしくこれ、特別公共団体だったら今のこのごみのこの施設の事業ですよ。 「他の地方公共団体に対し」、それは香芝町、王寺町のことですよ。 「当該事務の処理に要する経費の負担を転嫁し、その他地方公共団体相互の間における経費の負担区分をみだすようなことをしてはならない。」 って書いてるじゃないですか。 往々にして圧力関係とか、地方ちゅうのは昔は今見たいに安定してないですから、戦後から始まって、地方自治法が、基本法をつくられました。これは我々の研究分野でもあったんですけどね。 だけど、これ、ずっと来てて、その後昭和35年にそういう乱れが各地、これはおまえのとこの負担だ、これは君のとこの負担だということが目立ったからこの規定をわざわざつくられたわけですよ、力関係でね。法の支配ですから、法の支配ですからそれを守ってやってくださいよと、力関係とかそういうので乱したら駄目ですよってということで新たに規定ができてるわけですよ、35年に。その趣旨から鑑みたら、それはただ言い換えてるだけでしょ。これは香芝市の地域にあるからじゃないじゃないですか。特別公共団体、両方の地域にかぶってるじゃないですか、法人格を持つてる範囲は。そうじゃないんですか。総務大臣から許可をもらってる範囲ってそこじゃないんですか。そうでしょ。

(副管理者 平井康之) いいですか。

(委員 川田裕) だから、その範囲内における事務のうちのは香芝市も王寺町も関係ないわけですよ。ここでの話じゃないですか。首を振っておられますけど、いや、そんな論議はないですよ、ないない。ない。

(副管理者 平井康之) いいですか、委員長。

(委員長 下村佳史) はい、平井副管理者。

(副管理者 平井康之) やっぱり最初の入り口の議論がちょっとかみ合っていないかなと、申し訳ないですが、そういうふうに思います。特別公共団体、王寺環境施設組合の規約でもって決めています。申し上げるまでもない。共同処理する事務、ごみ処理施設の設置並びにこれに伴う財産の取得及び管理運営に関する事務、共同でやります。管理運営に関する事務、これをどういうふうに解釈するかっていうのは、今川田委員とこちらの認識とはそこがちょっと違うんだらうというふうに思っています。関連施設を造るための関連、こういった協定で結ばれてるような事業、これを特別組合、組合の事務というふうに捉えるのか、あるいはそれぞれの区域の行政事務、いろんな事務をその区域については独立して当然やるっていうのは基本だと思いますが、その事務の所在ですね、関連事務の振り分けの仕方、考え方、これ、すみません、私も川田さんがおっしゃるように、こうじゃないかといったものは持つ

てません。ただし、その区域内、この関連事務については、誰が内容を決めるのか、責任持って決めてるのか、それはその区域の中の事情が違いますので、王寺町域、あるいはまた香芝市域と当然違います。それぞれの地域の事情に応じて協力していただけるように市長と自治会、町長と自治会がそれぞれ対等の立場で当然合意をされて、それに基づいてそれぞれの市町がその合意を実施していく責任があるというものだというふうに思っています。ですから、この地元対策も、なぜこだけ違うのかなというのが、誰も合理的な区分はできないと思います。それぞれの事情だと私は思っています。

(委員 川田裕) はい。

(副管理者 平井康之) ちょっと待ってくださいね。王寺は、たまたま王寺はですね……。

(委員 川田裕) 聞いている質問は、質問に対して回答してくださいよ、町長の説明会を聞いているわけじゃないんで。

(副管理者 平井康之) 失礼しました。じゃあ、しかし最初のそのこの入り口論を理解してもらわないと前に進まないと思いますので、それぞれの事情が違うということですよね。

もう一回さっきの、ご指摘あったので言いますけども、じゃあ王寺町が20年、10年のときに実質負担しておるんでしょうか。これはおっしゃるように、ひよっとしたら、違法とまでは言わないけども、適正じゃなかった可能性はありま

す。負担してる側の王寺町が逆になぜ突っ込まれなきゃいかんのかなと、今実は素朴な疑問を持ちながら聞いてました。

元に戻ります。組合の設置、管理、運営の事務は組合、特別公共団体の事務です。その分は市から町からそれぞれお願いをしています。その設置、管理、運営と設置に当たっての、あるいは運営に当たってのそういう地元対策事業、これをどう位置づけるか、地元対策事業については、特別地方公共団体の事務ですというふうに明言されてるものは私が知ってる限りではございません。

以上です。

(委員 川田裕) はい。

(委員長 下村佳史) はい、川田委員。

(委員 川田裕) いや、協定書作成がなければ今回のものはできなかった。ほんで、地元の事情が各違うんだ、それは違うでしょう、どこでも。全く同じところはありません。世界中を見てもありませんね。それは分かった上で特別公共団体を設置して推進しようということで、じゃあ本来であれば香芝市がそこを各交渉する必要がないじゃない。特別公共団体でやればよかったわけでしょ。特別公共団体で協定書を取りに行けばよかったわけでしょ。なぜ香芝市とかが勝手にやらなきゃいけないんですか。

我々、あのときからも、香芝市だけで単独でこんな負担す

る必要ないじゃないかっていう話が出てましたよ。都計の道路を使うとこかって、本来は全然尼寺関屋線に関したって、道路がまだ向こう、全然貫通してないんですよ。だから、途中を造る必要ないんですよ、今ね。だけど、地元の苦情等々があるから、あそこも香芝市の負担2億円ぐらいかけて特別整理した。そのときも申し上げてるわけですよ。なぜそうだった、あのときの苦情は王寺町の車がなぜここを通つとるんだってという苦情だったわけですよ、地元の。だけど、そういったものっていったって、あそこしか上の通路がないんだから、そんな、「やから」みたいなことは言えないですよ。だけど、その負担割合についても、おかしいんじゃないですかっていう話は過去出てましたよ。それを何か今初めて説明するような言い方っていうのは、過去の議論もあるわけですから、その中において、今回かってこういったもの、いろんな、新しい協定いったって、ほとんど過去の積み残しなんです、新しいものも若干入ってますけどね。

以前の35年に関して、あのとき私は言いましたよ、委員会でも。それやったら、次、35年香芝市が建ててきたんだから、次、王寺さんで建ててくれたらいいじゃないですかと、順番的に言ったらそうじゃないですかと。ここで建てることによって金ばかりかかるんだから、香芝市かて。でも、そこは信頼関係でやってきたっていう過去の経緯もある

から、そこは真摯に負担割合するべきところはするということ  
とでやらないと、町長の論議だったら全部香芝市で今後も見  
ていかなけりゃいけないっていうことになるじゃないです  
か。そうじゃないんですか、今の論議だったらね。そういう  
形しか論理構築できないですよ。過去の行為、事実行為とも  
整合性も取れないし、地方財政法の利益保護に関する規定に  
関してもどう説明されるのかと、意味分からないですよ。だ  
から、こんなことばかり言っても仕方ないんですけど  
も、だけど町長、真剣に負担割合を考えていただけないです  
か。

(副管理者 平井康之) 問いかけでいいですか。

(委員 川田裕) えっ。

(副管理者 平井康之) 問いかけ、質問ですか。

(委員 川田裕) 質問です、はい。

(副管理者 平井康之) はい、委員長。

(委員長 下村佳史) はい、平井副管理者。

(副管理者 平井康之) 負担割合を再考せよという問いかけだと  
思うんですけど、その負担割合というのは、正確に教えてい  
ただきたいんですけど、施設があって、これからもいろいろ  
また30年多分続いていくんだと、その中でいろいろもろも  
ろの課題が出てくると思います。ここも解釈だと思うんです  
けど、施設の設置、これに伴う財産の取得及び管理運営、こ



の中身がどこまでなのかっていうことによって、それで組合が実施主体として、あるいは責任者として施行すべき事業と、あるいは区域ですから、王寺と香芝の区域、その中でもろもろのいろいろ関連事業が起こってくると思います。その仕分をどういうふうにしておくのかと。

今ここでこういう議論をするのは本当は本意じゃないんですけど、57年から40年近くいろんな経緯の中でやってきて、地元対策っていうのも、皆さんの協力を見ながらずっと、第何次か分かりませんが、やってきました。そもそも論の議論は、私が以前いろいろ議論をされたかどうか、これは、すいません、分かりません。ただし、今の負担区分、事務の在り方プラス負担区分、それは先ほど来申し上げてますように、組合の事務として引き継がれたものは組合の責任でもって、費用負担でもってやる。その負担は、それぞれの負担割合でもって、今決められてる、規約で決められてる率でもって負担する。組合の責任ある事業あるいは事務以外の関連事業があると思いますので、それはまた後で出てくると思いますけど、それについてはそれぞれの市なり、町なりがどういう地域づくり、地域振興をするのか、それとの関連で当然必要性は選択されるわけですけど、あるいは財政事情によるでしょうけど、それは責任主体としての、完全自治体としての市あるいは町が責任持って、議会の議決も含めて、ある

いは議決、執行されることだろうと、そういうふうに思っていますので、今関連事業について、協定のことについて、今、そもそもそれは今議論されることでもないというふうに実は思っています。

(委員 川田裕) はい。

(委員長 下村佳史) はい、川田委員。

(委員 川田裕) ちょっと歪曲になってると思うんですけど、関連事業じゃないんで、これ、直接事業じゃない。この協定書がなければごみ焼却場を建てれなかったわけでしょ。ほんで、特別公共団体の範囲内じゃないですか、これ。だから、その中で真っ当に考えてくださいよということを言ってるんですよ。なぜそこに普通地方公共団体を入れて言うんだと。規約が不足してるんだったら規約を書き換えたらいいじゃないですか。それだったら、お互い7：3だったら7：3の負担割合で今後もやっていくわけでしょ、無駄なものなんかはつくらないんだから。だから、信頼関係なんです、ここまで来たら。

そして、何回も言いますが、その公共団体に対しての利益区分ですよ。だって、利益があるのは法的に見たって明らかじゃないですか。この協定書で合意がなければ、今回のこの場所において焼却場を建設することはできなかったわけでしょ。利益関係は明らかじゃないですか、これ。それを、

地方公共団体の地域事情は関係ないんですよ、この今の論議の、議論に対しての審議自体は。

首を振っておられますけど、それは副管理者が理解されていないだけの話やと思います。だって、関係ない、今特別公共団体の範囲内での審議をしてるわけだから。香芝市の市長と王寺町の町長が正副の管理者を務めていらっしゃるわけです。だから、今こういう場所で意見をしてるわけじゃないですか。だって、これ、じゃあその論理でいったら、じゃあ一切何も、じゃあ香芝市は関係ないんだよって、向こう、公共団体に任せますよということになれば、何も進まないじゃないですか。

今後また新協定、10年協定とか、また20年、協定っていうのかな、確認の10年目、20年目って、確認も今後あるわけでしょ、これ。そのたんびにこんな議論してまた信頼を損なうような、疑うようなことをやらなけりゃいけないかと。前々からこれは申し上げてるわけですよ。何しかこれ、特別公共団体の焼却場を建てるっちゅうのは、これはこの管理組合の事務でしょ。それをやるために何かいろいろするっていうのは、名前に関連事業っていう、名前みたいなんはどうでもいいんですけどね。直接事業であろうが、それをやらなければどうしようもない事業とか、何でもいいんですよ、名前は。そんなことを言ってるんじゃないくて、それに

係るものの利益を生んでるわけだから、それに関してはなぜ片方だけが著しく多い負担をせしめられなければならないのかというのは信用問題であるということを申し上げてるわけ。

何も特別王寺さんに、今7：3だけども、逆転させて香芝が3でそちらが7やってくれとか、そんなむちゃくちゃな話をしてるわけでもないじゃないですか。だから、それは今回のこれをきっかけに、もともとこれ、これはまた今後弁護士とかに聞きますけど、もともとこういった利益区分、明らかに利益を得てるっていうのは、これはもう分かってるわけですよ、この事実行為によってね。それによって発生してる負担区分が、香芝市が全部見なけりゃいけない、これは利益区分、特別公共団体の利益区分が他の公共団体に対して負担をせしめる行為的に取られるのではないかなど。本来よろしくないですよ。これ、ちゃんと規約の中で決めとけばいいわけじゃないですか、こういうややこしいことをしなくても。ほかの公共団体でも決めてるじゃないですか。たまたまその規約、設置したときの瑕疵でしょ、多分。そこまで想定されてなかったのかどうか、それは分かりませんが。だから、それが、瑕疵があるんだったら瑕疵があるで治癒しなければならないんじゃないですかね。

今後もこれ、20年、30年、40年になるんか50年に

なるんか、またこれ、協力、共同しながらこの事務をやっていかなければならないわけじゃないですか。そこは、公正公平に誰が見ても、香芝市民が見ても王寺の町の住民の皆さんが見ても、これは平等だと言われる制度をつくったらそれで済む話じゃないんですか。香芝市民もこの話で今持ち切りなんですよ。物すごく怒っていらっしゃるんですよ、多くの方が。だから、そこは真摯に意見を、何で王寺町長に今日ばかり、王寺町だから王寺町長に言ってるんですけど、そこは申し訳ないですけど、そこは真摯に受け止めていただいて、真摯に協議をいただいて、どういうふうにしていくかということとは駄目なんですかね。

(副管理者 平井康之) いいですか。

(委員長 下村佳史) はい、副管理者。

(副管理者 平井康之) そもそも論的になってきますので申し訳ないですけど……。

(委員 川田裕) そもそも論は特別公共団体の話。

(副管理者 平井康之) 規約で、当初に決められた規約の中が、今川田さんはひよっとしたら不備じゃないかということもおっしゃったかもしれませんが、この規約の中で、先ほど来何度も言っていましたように、事務の区分っていうのは3条しかないと思いますけども、この3条の書きぶり、当初の両方の議会の議決でもってこれを精査する、あるいは知事に報告す

るのかな、規約をね、そういう思い、これを決めるときに今川田委員のおっしゃることをこの規約に反映をすることで、将来的になるかもしれませんが、この管理運営っていうものをもう少しきちっと定義をする、事務の中身として。管理運営って非常に広いと思うんですよ。ただし、こういった事務、事業については組合の事務として位置づけるのかということですよ。そこの将来的に議論をきちっとしていくことはあり得るともちろん思っています。

ただ、今までもう30年近くこの規約に基づいて運用されてきたという、これも事実だと思います。今の負担、関連事業についてのいろんな疑問といったようなものは私もあったと思いますけど、ずっとごみ処理施設の適正な運営っていうことでその都度その都度議論しながら、この規約に基づいてそれぞれの議会の議決あるいは支出に基づいて、それぞれの協力金の支出、それから香芝市で今回乗ってますけども、道路拡幅とかコミセンとか、そういった事業を協定に基づいてそれぞれの市町の、町はなかったわけですけど、位置づけて執行されておるといふふうに私は思っていますので、地域性っていうのは、ちょっと感想めいて申し訳ないですけど、私もこの下の中の山上っていうところの自治会員であります。かつ、畠田水利組合の組合員です。当事者です、そういう意味では。ただ、何が言いたいかっていうと、このときの畠田地

区が、ごみ処理場を造るに当たって、地域として、私は当事者としてももちろんないですけども、その当時の責任者が、あるいは組織の中で、この金額でもってこういう考え方でじゃあ協力しようということでこの協定がそれぞれあるわけですよ。王寺の場合は10年、20年っていう、たまたまですけども、そういう条件的なものが見つかなかったわけで、ずっと当初の協力金の支出だけで来てる。

ただし、これ、実は足すと5,443万になります。もう少し、上の建設事業的なものを除いた協力金でいきますと、多分これ、計算していただいたら、単純には出てこないかもしれないんですけど、香芝域の自治会向けには4,300万となっております。その4,300万のうち1,000万は実質、先ほど言ったように、王寺が負担を多分していると思います。そうすると、協力金だけですと、王寺の負担が6,400万余り、香芝市の負担は3,300万ぐらいだというふうに思います。それが何だと言われたらそれまでですけど、それぐらいの、協力金って意味ではそういう支出があったという事実ですので、それだけまずは申し上げたい。

それから、新設同意事業で、先ほど言いましたように建設事業がありました。これの中身も、さっき言いましたように、香芝市長さんと地元で中身は決められたはずですよ。王寺は、協定には当事者ではないんで入っておりません。これは

地元の受益に係るものです、建設事業ですんで。そういった性格のものだと思います。協力金とはちょっと性格が違々と・・・。

(委員 川田裕) 全然言うてることが違うんやもん。

はい、委員長。

(委員長 下村佳史) 最後まで締めてください。

(副管理者 平井康之) 協定を、規約を将来的に見直しをしようということであれば、私は全然そこは異論はございません。今川田委員が疑問とされてるような、組合の事業なのか、あるいは香芝市あるいは王寺町の主体がやるべき事業なのかという事務のきちっと仕分をしていくということ、これは非常に前向きな意見だなというふうに思ってます。

(委員 川田裕) はい。

(委員長 下村佳史) はい、川田委員。

(委員 川田裕) ということは、この議会の中で仕分していったらいいということですね、議会の議決機関ですから、首長の議決機関じゃありませんので。だから、この中で決めたことを尊重していただくという、こういうことですね。

(副管理者 平井康之) あの……。

(委員 川田裕) いやいや、そういうことになるんですよ、法律ではね。

(副管理者 平井康之) いいですか、ちょっと、委員長。



(委員 川田裕) いや、まだしゃべってる途中なんですけどね。

だから、それから考えたら、将来的にっていうのも、時差的なもんは別にしても、何で将来の話、今現在の話をしてるわけであって、これ、今回この新協定が始まって、これ、この委員会が終わったら、僕もまた地元の自治会の皆さんにこの疑義について話、説明に行かなけりゃいけないんですよ、王寺町長がこうおっしゃってるんだと全部言いますけど。

だけど、この協定に関したって、僕らも協力したし、いろいろやりましたけども、今までのごみ焼却場の施設、香芝市内で調べたら今の美濃園しかなかったわけです。もう一点ありましたけど、道路建設とかどうのこうのを考えたら莫大な金額がかかるので、そちらは断念したという経緯もある。それを調査したのも我々なんです。だから、そういった経緯も、王寺町さんは何もやってなかったじゃないですか、あのときに。金も出さないっていうね。そんなもん、だったら王寺町で建てられたらいいじゃないですか。あまりにもひど過ぎるんじゃないですか、これ。我々もこれ、何もこんなお金をかけるのが、じゃあほかのどこだってうちもやってくれと、こうなるわけでしょ。だけど、ごみ焼却場っていう、ご迷惑をかけてるっていう、いろんな面でね、いうことでこれ、市の議員の皆さんも納得して進めてきてるわけじゃないですか。当然その中には、これはごみ焼却の施設の事業であ

ると我々認識してるんで、その負担割合があるもんだと思ってたんですよ。ところが、蓋を開けたら論議的にそういう論議を言うから、それやったら今後もめ続けなければならないという、こういう構図になっていくと思うんですよ、申し訳ないですけど。香芝市の職員も汗もかき、歩いているんな努力もし、交渉も重ね、そして金も出したら、その事実を考えたら、金の負担ぐらいしたらいいじゃないですか。それも公正にですよ、何も極端に多く払っていただくとかとやってないんですから。公正にちゃんと人口割で払っていただいたらいいだけの話になるんじゃないですか。ああ、わかった、やるんだったら思い切ってやる準備を今してるんで、そんな意味不明な答弁ばかり続くんであればもういいですわ。

(委員 鎌倉文枝) はい。

(委員長 下村佳史) はい、鎌田委員。

(委員 鎌倉文枝) 2番鎌倉です。

(委員長 下村佳史) すみません。鎌倉委員。

(委員 鎌倉文枝) 今いろいろずっとお話を聞いていまして、何かちょっと難し過ぎて分からないところも多くて、過去の経緯については、私も議員でなかった時代、それからこの議会の議員でなかった時代も含めてよく分かってない部分もあります。その中で、今の議論をずっとやっていても、全然出口も何も、何にもない、全く建設的でないというふうに感じ

て今聞いていました。香芝さんにだけ負担をかけているというお話なんですが、明文化されてないけどこの協力金についてはそれぞれのときに王寺も支出をしているという現実もあるわけです。ただ、それが、今川田委員もおっしゃるように、きちっと決められていないから香芝ばかり出して、これを見たら王寺が負担してるって全然分かりません。私も分かりませんでした。今お話を聞いて、そのときに、相応かどうか分からないですけど負担はしていたということですね。地元の交渉っていうのは、今平井町長が言ったように地元の事情がいろいろあるので、その地元の市長さんなり町長さんなりがやられたことだというふうに思います。

だから、今後その負担、この規約の中にも規約の経費の負担区分っていうのがありますよね、第12条ですか、だからその区分に、今現状の規約でいけばこの区分に基づいてそのときそのときのその負担というのをやっていくべきというふうに思いますし、もしこれに不備があるということであればみんなで話し合っただけで、一方的に誰かが何かというのではなくて、みんなが納得してこういうふうに変えたほうがいいんじゃないかという、そういう時点、時点っていうか、そういうのがあればそういうふうに、せつかく議会もあることですし、話し合っただけで、規約というのは絶対変えられないものではないというふうに思いますから、今後課題としてやって

いく、新しい施設ができるについていろいろ問題があればまた、これもそのための特別委員会だというふうに理解しておりますから、話し合っ決めていくというふうにやっていかなければ、一方的に管理者のほうを問詰めてみても全然出口がないなというふうに今ずっと聞かせてもらいました。

ですので、委員長さんのほうでその辺をお取り計らいお願いしたいというふうに思います。

(委員長 下村佳史) はい。

(委員 川田裕) はい。

(委員長 下村佳史) 川田委員。

(委員 川田裕) 鎌倉委員さんのおっしゃっていただければ分かるんですけど、特別公共団体でありながら、それを地域事情がって、それはそこでやるもんだって決めつけて言うから、じゃああなたにそんな権限があるのかなと私は思ってしまったわけですよ。何回も言い方を変えて聞いてたけれども、一向に言い方が変わらないし、最後、それでやっていただいたらどうだと、負担割合のことについてちゃんとどちらも納得するようにやるべきだということについても、将来的にとか、そういうこと、逃げるじゃないですか、今日先の課題を聞いているのにね。いやいや、笑ってる場合じゃないですよ。笑ってる場合じゃないですよ、こちらは金をこれだけ負担してるんだから。失礼じゃないですか、そこで笑うってい

うのは。

議長、これ、問題ですよ。こんな大事な話をしてるときに何笑ってそういうことをやられる筋合いがあるんですか。侮辱ですか。こっちも真面目にやってるんだから、それはないんじゃないですか。何もこんなことを言いたくないんですけど、だけどそうやって言ってるのに、何かのりりくらし、行政の方だからそういうふうに言うんかもしれないですけど。こんなもん、もうだから議会で決めていくしかないわけですから、負担割合にしてもね。こんなもん、町長の意見を聞いてたって、そんなもん、全然いつまでたっても、うちの香芝市長はまた別で僕、聞きますけどね、考え方についてもね。ここではもう聞きません。

だから、それについても、真摯に今まで仲よく、そしていろんなことを協力し合いながら、過去の組合議員さんもみんなすばらしい方ばかりで本当に仲よくもさせていただいてたと、だけど今回のこの件に関しては腑に落ちないんですよ。これは私が代表して言うてるだけで、みんながそうなんです。今度の議会も近々始まりますけど、全体協議会も開いてみんなでこの今日の情報共有もやらなけりゃいけない。みんな怒ってるわけですよ、今回の件に関しては。だから、どうしても、特別公共団体をせっかくつくって、事務はここでやってるわけだから、ここに関連するんはここがやるのが責任

じゃないですか。それを書いてない、書いてなかったら書いたらいいじゃないですか、どっちもやらなかったら焼却場ができてなかったんだから。あの協定書がまとまらなければ工事も始まってなかったわけでしょ。協定書を書いて、できてからそんなことを言うてたら、それは駄目ですよ、と思いますよ。僕は奈良県議会にいてたけど、そんな答弁は聞いたことないですわ、ほんま。だから、その辺もまた、こちらも、先生方にもまた真摯なご意見をお伺いしながら、また今後この件に関しては、本当にどちらの市民も町民もご納得いくような形で、これからの信頼関係も大切にするという前提において、また真摯にご協議を賜るよう、お願い申し上げておきたいと思います。

(委員 幡野美智子) はい。

(委員長 下村佳史) それでは、幡野委員。

(委員 幡野美智子) 3番幡野です。

この香芝・王寺施設組合の前提になるのがそれぞれの市町議会です。負担も王寺町、香芝市、それぞれの財政から出しているわけですから、王寺町の議会としましてもこういう問題が提起されてるということを、十分にそのことの是非につきまして論議をしていきたいというふうに思います。この問題はさらにどんどん進めていくというような話ではなくて、それぞれの本当に納得のいく、そういうものを構築してい

なければ進んでいかない問題だと思いますので、私は今日の時点では、川田委員も先ほどおっしゃいましたが、この問題を王寺町におきましてもしっかりとほかの議員に関してでも説明をして、どう思うのか、どこにその是非があるのか、そのあたりを十分議論をしていきたいというふうに思います。今日はそういう問題提起を伺ったということで収めさせていただきたいというふうに思っておりますが。

(委員 鎌倉文枝) いいですか。

(委員長 下村佳史) はい、鎌倉委員。

(委員 鎌倉文枝) 2番鎌倉です。

今王寺町の幡野委員から話があったように、当然、さっき川田委員も議会の議員さんにいろいろ説明をすると、話を共有するという話だったので、私も当然それはまず必要なことかなと。この議会があるから議会だけでどんどんどん決めていってしまってもいいという問題ではないというふうに思っていますから、地元の王寺町で議会でも共有し、それから理事者ですね、管理者、副管理者さんとも話をしながら、進めることが必要であれば進めていくというふうに提案をしておきたいというふうに思います。

(委員 川田裕) はい。

(委員長 下村佳史) はい、川田委員。

(委員 川田裕) だから、お願い、今回したのは、今回の新協定

が始まった、今建設してますよね。状況によっては建設を止めなけりゃいけないかもしれない。だって、こんな単純な話自体も話ができない。だから、我々言ってるのが、今回香芝市議会として代表で言わせてもらってるわけですけども、今回これ、始まって、喫緊の課題なんで、もう進入路も造り始めてる、この間見に行ってきたんですけど、美しヶ丘からもう造ってるじゃないですか。もう喫緊の課題なんですよ。だから、こんなもん、先に話をするもんじゃないんで、だから慌てて特別委員会でも内容変更をしていただいて、ご議決いただいた上で、今回、前回ある程度提示させていただいて、今回調査した後、今回この審議をさせていただいてるということなんで、だからこれは先に話をする問題じゃないということだけご理解をいただきたいと。香芝市民はこれ、この負担がもう発生してるわけですから、そこはお願いを申し上げておきたいと思います。

(委員長 下村佳史) この件につきましては継続審議ということで進めていきたいと思います。

ほかにはないようですので、案件1については審議を閉じたいと思います。

続きまして、案件2、負担割合について事務局の説明をお願いします。

(事務局長 井上隆) はい、委員長。



(委員長 下村佳史) はい、井上事務局長。

(事務局長 井上隆) ただいまの審議の中で2番の案件までもう既にされているかと思imasuので、案件2についてはもう完了ということで、させていただきたいと思imasu。

(委員長 下村佳史) それでは、案件2ということで負担割合を載せましたが、先ほどの中で議論をされましたので、同じく1と2併せて継続という審議をしますので、ご了承お願いいたします。

それでは、3に入ります。

その他各委員さんから何かお諮り事はございませんでしょうか。

(なしの声あり)

(委員長 下村佳史) それでは、ないようですので、これで打ち切ります。

お諮りします。

本日の委員会の報告の作成は私に一任お願いできますでしょうか。

(異議なしの声)

(委員長 下村佳史) それでは、新ごみ処理施設建設調査特別委員会を閉会いたします。

どうも皆様ご苦労さまでした。

閉会 午後3時20分

以上、会議の顛末を記載し、その事実相違ないことを証し署名する。

令和3年8月19日

香芝・王寺環境施設組合

新ごみ処理施設建設調査特別委員会

委員長